平成２９年（フ）第１０４号
大分市乙津港町２丁目１番27号（ハニーＴＯＭＯ301）、申立時の住所大分市大字森町458番地の１（ＯＲコーポ203）
債務者　佐藤スミ子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０５号
大分市乙津港町２丁目１番27号（ハニーＴＯＭＯ301）、申立時の住所大分市大字森町458番地の１（ＯＲコーポ203）
債務者　佐藤　沙織
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１３５号
大分市大字牧1577番地の６（ベルクレール牧105）
債務者　川上彬瑞慧
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６２号
宮崎県児湯郡新富町大字上富田7256番地１、前住所宮崎県延岡市浜砂１丁目３番７号
債務者　鎌田　康子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０８号
宮崎市田野町甲2819番地４　森山コーポ102号
債務者　猪目　祐樹
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０９号
宮崎市田野町甲2819番地４　森山コーポ102号
債務者　猪目久美子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８４号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目32番52―25号
債務者　中山　伸一
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２２号
鹿児島県大島郡伊仙町大字犬田布595番地
債務者　福宮　政彦
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第３０号
石川県加賀市下河崎町への109番地
債務者　西出　万里
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第３３号
福井県小浜市山王前１丁目３番25号　サニーガーデン202号
債務者　下中　敏和
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第８３号
神戸市西区井吹台西町２丁目２番地　２―401号、前住所神戸市西区井吹台西町１丁目３番地　1405号
債務者　浜田吉春こと　兪　　吉原
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１０１号
神戸市西区井吹台西町２丁目２番地　３―301号、前住所神戸市西区井吹台西町２丁目２番地　２―304号
債務者　村上　敦司
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
兵庫県美方郡香美町香住区森332番地の１ヴェルドミール１―202号、従前の住所兵庫県美方郡香美町香住区訓谷153番地の81
債務者　柴和漁業こと　柳本　　兆
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
広島県呉市坪ノ内町10番１―903号
債務者　中元　清乃
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第５９号
福島県郡山市大槻町字三角田２番地の２
債務者　武田　仲也
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
福岡県直方市大字感田2291番地　Ｂ―202号
債務者　澤田和歌子（旧姓米野）
1　決定年月日時　平成29年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第３５号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳167番地245
債務者　福澤　雅代
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
福岡地方裁判所直方支部